

大道要義

6
166

東 京 國 書 館				
一	二	三	四	五
冊	六	號	架	類

014368-000-7

6-166

大道要義

千家 尊福 / 著

M14

ABB-0724



千家尊福 講述
佐々木幸見
筆録
長谷川靜義

大道要義

全

千家藏

大道要義緒言

既ニ我教會ニ入ル矣必其教旨ヲ辨
知セサルヘカラス既ニ其教旨ヲ辨
知ス矣必又之ヲ確信履行セサルヘ
カラス苟モ其教旨ヲ辨知セス又之
ヲ確守履行セサル乎則其信徒タル
ノ實果シテ何クニ在ル此書掲録ス
ル所ノ本條二十二章ハ即教旨ノ要



千家尊福講述
佐々木幸見
長谷川靜義 筆錄

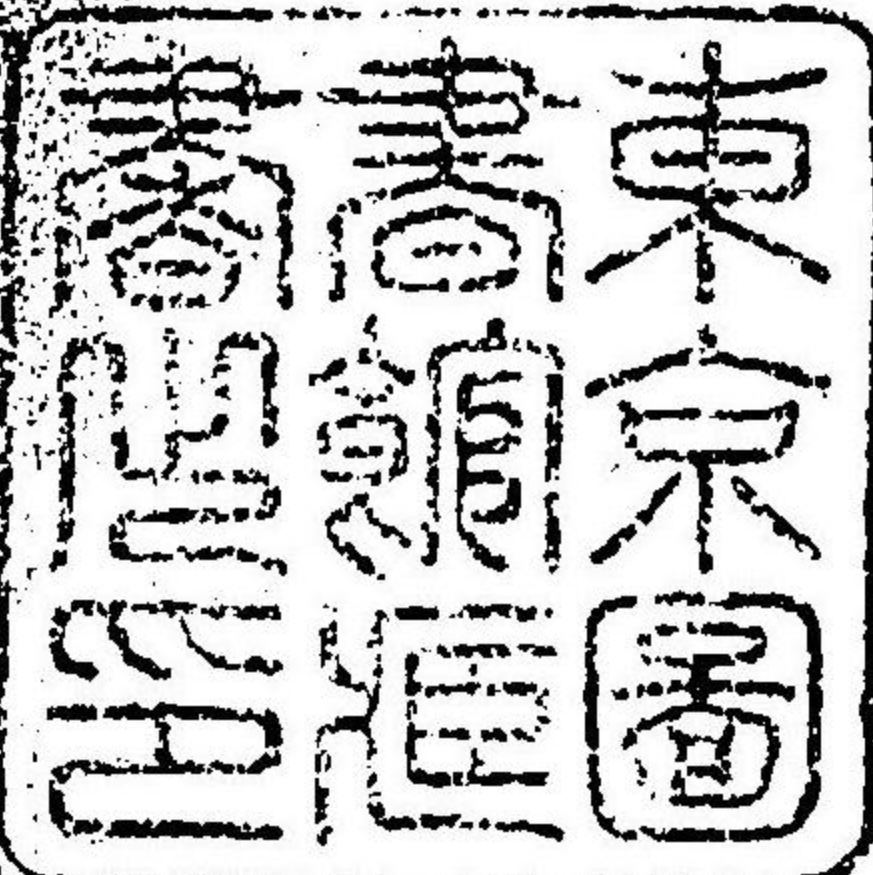
大道要義

全

千家藏

大道要義緒言

既ニ我教會ニ入ル矣必其教旨ヲ辨
知セサルヘカラス既ニ其教旨ヲ辨
知ス矣必又之ヲ確信履行セサルヘ
カラス苟モ其教旨ヲ辨知セス又之
ヲ確守履行セサル乎則其信徒タル
ノ實果シテ何クニ在ル此書掲録ス
ル所ノ本條二十二章ハ即教旨ノ要



條ニシテ我出雲教會ノ大教主千家
大教正ノ教示シ玉フ所ナリ而テ其
旨趣明瞭固ヨリ注釋ヲ待タスト雖
凡講社ノ廣キ信徒ノ多キ豈一二ノ
解釋ニ苦シム者無キヲ保センヤ果
シテ然ラハ何ヲ以テカ教旨ヲ辨知
スルヲ得ン教旨既ニ辨知スル能ハ
サレハ豈其確守履行スルヲ望ムヘ

ケンヤ是予輩ノ平素面聽ク所ヲ筆
録シテ解釋ニ便ナラシムル所以ナ
リ我教會ノ諸子能ク此章旨ヲ解釋
シテ確信履行スル所アレハ則其信
徒タルノ實ヲ全クスルニ庶幾セン
乎然リト雖凡此則教旨ノ大要ノミ
其蘊奧ノ如キハ此書ノ能ク盡ス所
ニ非ルナリ

編者謹誌

大道要義

大教正千家尊福講述

權少講義長谷川靜義
權少講義佐々木幸見
筆錄

第一章

天地万物の元始を明るよしと造化大神の神徳
を辨ふべき事

万物自ら其形を造る者ハ自らして生産蕃
殖して止まざるを主宰し給ふ神ありて
生産蕃殖せし給ふに因るまに近く我ハ自
ら此身を造る事能ハば父母ありて生産せる

と以て遠く万物の因て生る元始を知るへし然きを天地万物悉神の所造なる事を唯其理を推究して知るのこふあらは神典を傳ふる所明瞭なるを思ひ考ふへし謹て神典を按るるに天地初發の時高天原を成ませる神を天之御中主大神とひひ次を成ませるを高皇產靈大神神皇產靈大神とひふ古事記に天地初發之時於高天原成神名天之御中主神次高御產巢日神次神御此三神ハ則天產巢日神此三神者並獨神成坐而隱身也地万物の大元となし玉ふ神よと古事記序に乾坤初分參神作造月神の御託ふ我祖高皇產靈有預鑿造天

地之功と詔玉へり顯宗天皇紀三年二月丁巳朔阿閉臣事代術命出使于任那於是月神

著人謂之曰我祖高皇產靈有預鑿造天地之功宜以民地奉我月神若依請獻我當福慶事代由是遠京具奏奉以歌荒樣田

然きを天地万物の生産蕃殖する此大神等の御功德を元始する者よて天之御中主大神

を天魂命丹生氏本系帳と稱はハ即万化の元靈とまして天地万物を造化と給へる上を就て

稱奉するを真に造化乃大主宰とまはる天之御中主大神なるを皇產靈二柱大神ハ月

神の御託言を預鑿造天地とありて預字の義ハ造化大主宰を對へる詔玉へる者よしと即

御中主大神の神機は參與し玉ふる故かり然
 きる天地を鑄造し万物を化生し玉ふハ皇産
 靈大神を始百神の功德ありと云へとも其本
 源を推て云ふ時は御中主大神は歸せざるハ
 かし是則御中主大神乃真中子位し玉ひて百
 神其制を仰き玉ふ所にして万化の元靈天地
 の大主宰たる所以かり然きる古事記は天地
 初發之時於高天原成神名ハとあるは即天地
 を創造し万物を化生し玉ふる造化の功德の
 成顯ハるゝ所なるを以てかく傳へたるよて

御中主大神ハ始かくおはしませとも其御功
 徳ハ天地万物の化生よ因て顯はきぬれハ天
 地万物ハ造化の寫真ともいふへし故は天地
 万物の化生よ因て造化大神乃功德の顯ばる
 ゝよと譬へる器械師の手術の器械成て後始
 て其巧妙の顯はるゝる如し天地成るの後よ
 あらききる造化の妙用を見るへき成跡かき
 ハ猶器械成らざる以前ハ其人の巧妙を知
 る事能はざるか如し

修理固成の神勅を奉戴して人たる務を怠るへ
ららざる事

天神の伊邪那岐伊邪那美命二柱大神を命せ
給ひし修理固成の神勅ハ古事記ハ天神諸命以詔
伊邪那岐命伊邪那美命

二柱神修理固成是多陀用幣神人の職分の因て起る
流之國賜天沼矛而言依賜也

本據よして唯二柱大神を係るのこよあらざ
其裔孫たる人類も及ぶ者なまは現み吾人の
事業は國土万物を修理固成一其漂在る所を
全く是る外おけまハ人民の功業を立る所ハ
他おし此神勅を實踐するまあり抑天神の二

柱大神をしる人類を生産おさしめ玉ふは唯
蓄息するを要するのみよあらば万物も超逸
する靈魂體格を具せしめて專修成の功業を
立しめ玉ふよあれハ人の職ハ天神の神勅を
奉戴し二柱大神の遺業を繼承擴充するよ在
るを知るへし然まは人ハ神の遺業を修成し
る各其分不隨ひて裁成補相の職を盡さへき
者よて其不及よ及し其不足を補ひ一切万事
天然のまよのこまかすへきよあらば必天
然の物を修成して其功用を増進せしむへし

故ふ伊邪那岐伊邪那美命二柱大神を始大國
 主大神少彥名命の御事業ハ漂在る國を修理
 し八尋殿を築造し賜ひ右事記よ於其島天降坐而見立天之御柱見立八尋殿
 葦管を殖生して國土を造固し賜ひ其他の諸
 事皆天然のまゝふしと止み玉ふふあらざる
 神蹟を窺ひて人の神習ふ所以ハ裁成補相す
 るふ在て則万物を修成すへき事を辨ふへし
 然るま天神ハ唯修成の職を定め給へるのこ
 からは其職を勤めて倦まさらし免むとする
 神慮ありて修成の用を遂くる時ハ必幸福歡

樂を得る者と一人をして其職を勤むるふ樂
 みて功業を立しめむと計畫し玉へり故に仰
 て日月星辰を觀俯して山川草木を見れば一
 切の万物皆修成の材料たらざるハ無く或ハ
 其用は適し或ハ其心を悦ハしめ衣食住より
 觀月賞花の類は至るまで五官を用ゐる四支を
 勤るして勤勞する時ハ亦必觀樂を得るを以
 て人自ら氣力を活動し身體を勞して天地万
 物の妙理を悟り未だ成らざる所を成し未だ
 足らざる物を足しと益國を富し愈人を利し

遂に修成の功業を全くするに至る嗚呼天神の神慮既に如斯なきハ人たる者感戴して其務を盡し始祖二柱大神の功立ち徳も又大なるの神蹟も習はさらめや

第三章

博愛の神意を遵守して同胞の信義を全くすへき事

天神の伊邪那岐伊邪那美命二柱大神も修理固成の神勅を下し給ひハ專蒼生を生育し給はむとの神慮も出たるふて先蒼生の住む

へき地を修成し給ひ後其生活の本たる萬物をも産成して泛く蒼生の供用も充てしめ給へり此神蹟も付き其神慮の向ふ所を伺察すまハ一も博愛の神旨もあらざるハなし故も自餘の諸神も亦皆此旨を奉承継述して相翼ひ相助けつゝ程々も其功德を施し給へり是を以て伊邪那岐命ハ桃も詔り給ひて青人草の苦瀬も落ちて患惚まむ時助けてよと告玉ひ古事記に伊邪那岐命告桃子汝如助吾於葦原中國所有宇都志伎青人草之落苦瀬而患惚時可助告賜名號意富加牟豆美命天照大御神ハ穀種を得玉ひて太く

喜ひまゝして此ハ現しき青人草の食ひて生く
 へきものそと詔玉神代記は後天照大御神復遣天熊大人往看之是時保食神實
 已死矣唯有其神之頂化爲牛馬神代記は後天照大御神復遣天熊大人往看之是時保食神實
 稗腹中生稻陰生麥及大豆小豆天熊大人悉取持去而奉進
 者則顯見蒼生可食而活之也又皇御孫命小豐葦原の
 瑞穂國ハ我御子の次々王とまひへき國なりと
 詔し給ひ神代記は因勅皇孫曰葦原千五百秋之瑞穂國是
 之隆當與天壤無窮者矣大國主大神ハ少彦名命と共に天下
 と經營して万物を蕃殖し給ひ又醫藥神咒の
 法を定め神代記は天大已貴命與少彦名命戮力一心經營
 爲攘鳥獸昆虫之災異則定其禁神代記は天大已貴命與少彦名命戮力一心經營
 厭之法是以百姓至今咸蒙恩賴湯泉の術を創め給ひ

伊豆風土記ハ大已貴命與少彦名命我秋津洲國民天御子
 折始製湯泉之術伊津神湯又其數而箱根之元湯是也御子
 神を四方ふ類ちて蒼生を愛養神名秘書ハ國
 少彦名神共經營天下凡此神生子也與高皇產靈神之長子
 爲珍子而天下四方國八夫國土を皇御孫命小避奉
 賜ふ時は治民の要旨を傳玉神代記は平國之時
 用此矛治國者必當平安天孫若幽冥の主宰とかりて
 益愛憐保護の恩徳を施し玉ふ類を見奉きは
 神代紀ハ今我當於百不其御事業ハ國を富し人を
 利するの外なく偏は天神の博愛の神慮を擴
 充して造化の功徳を賛成志玉ふ修成の功業

ならざるはかゝ素より神聖の功業ハ一國一
 所不止らる廣く天地に亘り彼我内外の別を
 く一切の生民ハ皆其愛養し玉ふ所よし人
 も我も均しく其愛子かりきまハ一視同仁の
 大徳を受けて一聯の地球に住居し月日を同
 しく戴き生活する空氣を共よするは譬へハ
 一家族の群居して衣食を共よし父母の愛育
 を同しくするが如し神慮既ふ愛憎なきまハ
 其愛子たる者宜しく彼我の念を去り同胞相
 憐むの情を尽し決して兄弟相争ひて父母同

恤の慈愛を顧みざるか如き事かく能く人を
 愛する事己を愛するも如くをへし然まは人
 の職とする修成の事業は獨自己をのみ營む
 へきふあらまして廣く人と共よ幸福利益を
 同しくするふ在るを思ひて一視同仁の神慮
 こそ悖らる同胞の信義を欠ざるを人道の主眼
 とかすへきかり

第四章

天地分掌の神誨を確信して報謝する所を知る
 へき事

天地開闢の始に於てハ天之御中主大神一柱のミ坐しつゝを此大神の靈徳よりて皇産靈二柱大神を成し給へり是即御中主大神の大元靈を分賦し給ふ初より一本万株万株一本の真理此より起まり次は天地割判して伊邪那岐伊邪那美命二柱大神成り出給ひ漂有國を修理固成して万物を生産し給へるに及ひて其天地を就きて之を統御し之を主宰し玉ふへき神なるへら流是より於て天照大御神須佐之男大神二柱の貴御子ハ御祖大神

の御依しよ因て天地の兩主宰と坐して百神を統率し給へり古事記云此時伊邪那岐命大歡喜詔之汝命者所知高天原矣事依而賜也故其御頸珠名謂御倉板舉之神次詔月讀命汝命者所知海原矣事依也また神代紀よ建速須佐之男命汝命者所知高天原也月讀尊者可然も勅任三子曰天照大神者可以治高天原也月讀尊者可然も以治滄海原潮之八百重也素盞鳴尊者可以治天下也然も不須佐之男大神ハ故ありて御母神の坐す根國ハ入給ひ神代紀云是時素盞鳴尊年已長矣復生八握鬚鬚雖然不治天下常以啼泣恚恨故伊邪諾尊問之曰汝何故恒啼如此耶對曰吾欲從母於根國大地只爲泣耳伊邪諾尊惡之曰可以任情行矣乃逐之大地統御の大權と御神業とハ悉御承祖の神孫と坐す大國主大神を讓給ひ是より後ハ大神大

地統御の大權を有し其神業を繼承し給へり
古事記に呼謂大穴牟遲神曰其汝之所持之生太刀生弓矢
 以而汝庶兄弟者追伏坂之御尾亦追撥河之瀬而意禮為大
 國主神亦為宇都志國玉神而其我之女須勢理毘賣為嫡妻
 而於宇迦能山之山本於底津石根宮柱布刀斯理於高天原
 冰椽多迦斯理抑大國魂大神大國主神の天原大地
 而尾是奴也の亦御名
 分掌の神誨ハ垂仁天皇紀二十五年の下倭大神著
 穗積臣遠祖大水口宿禰而誨之日太初
 之時期曰天照大神悉治天原皇孫尊專治芦原
 中國之八十魂神我親治大地官者言已訖焉大國主大
 神の此顯國を皇御孫尊に譲り玉へる時此大
 神の天神ふ誓約し給へる神詰よして天上の
 事ハ天照大御神の悉く治め玉へるふ對へて
 此より以來大地の事ハ大國魂大神の親治め

玉ふ事とかりたるなり是を以て天照大御神
 ハ天上に主宰と坐して造化天神の功德を承
 繼し偏く下土を照臨し玉ひて生化煦育の功
 徳を敷き玉ふ神代紀に伊弉諾尊伊弉册尊共議曰吾己
 生大八洲國及山川草木何不生天下之
 者歟於是共生日神號大日靈貴此子光華明彩照徹於六合
 之內故二神喜曰吾息雖多未有若此靈異之兒不宜久留此
 國自當早送于天大國魂大神ハ大地の官と坐して
 五元神生國魂神等の功德を統へ給ひて泛く
 國土を守護し生産蕃殖の恩澤を施し玉ひ互
 小相翼ひ相助け玉ひて其恩頼を被らしめ玉
 ふまに永久に窮極ある事をしきまハ人ハ更

かり凡覆載の間ニ胚胎せらるゝ者一ニ此の
神徳ニ漏るゝ事おし抑此二柱大神の天原大
地を分掌し玉へるハ上下相對へる其功德の
至るものよて天地の二大總管とも申はへ
きかりさるハ天照大御神ハ日球の主宰よま
して其神徳の宇宙ニ遍満かる事を日光の照
徹する小因て著明かるを以て更ニ稱道せは
と雖とも大國魂大神の大地官と坐はハ皇御
孫命の顯事の主宰と坐はをさきて大地の守
護ニ係る幽事を總て所知看は由かれハか

り故小苟も生を兩間ニ稟けたるものハ此二
柱大神の功德よよりて人類万物悉皆其生活
を遂げ其幸福を全くし此の如く其滋蔓蕃息
はる所以を詳よし其恩頼の優渥かるを仰
ぎ其徳澤の裕溢かるを思ふへし然れを天地
間小化育せらるゝ者よりして造化の大元ニ
る大神小事へ奉らむとせを必天地を分掌し
玉ふ二柱大神ニ依頼し奉るへく又日球主宰
の大神の高徳を蒙るを必大地主宰の大神の
恩頼小因らさるへるらさるなり是天神地祇

の神意神勅を奉ずるの道ふして則神は事ふるの順序なり故に此順序を正くして至誠を尽すふあらされハ神徳を蒙る能ハざる所以を明ふして常ニ崇敬拜禮報本感謝懈る事なるるへい

第五章

幽顯分任の神勅ふ因て遵奉する所を定むべき事

天神の勅命よて幽顯の主宰を定め玉ふハ紀ニ高皇產靈尊乃遷還ニ神勅大已貴神曰今者聞汝所深有其理故更條々而勅之夫汝所治顯露之事宜是吾孫治代神

之汝則可以治神事云云於是大已貴神報曰天神勅教感勉如此敢不從命乎吾所治顯露事者皇孫當治吾將退治幽事神人の區域を判然よし各其職を全るらしむるに在りて當時伊邪那岐伊邪那美命二柱大神の創業以來尙神人雜居して人ハ幽事ニ涉らすといへとも神ハ顯事ニも涉りて専修成の業を勤め人民蕃息の地を成し玉へるを特ニ大國主大神ハ御祖素盞鳴大神の御讓をうけ天神の詔命より古事記ニ故爾白上於神産巢日御祖命者答告此者實我子也於子之中自我手俣久岐斯子也故與葦原色許男命為兄弟而作堅其國大ニ富國利人の基礎を固め玉ひしより諸業の増進するふ

從ひて人民自ら安寧幸福を求むるを得る地
 とおきなり是神ハ專幽事を治め賜ひ人は
 自ら顯事を治むる時機の熟成せるかり是よ
 り以前の如きは國土万物未だ漂在して成立
 の基礎定まらず人もまた自活の便を得ず
 て顯事といへとも人の行爲を任せ置難きの
 時といふへ然きは國土萬物成立するに至
 て神の專ら幽事を治め玉ふハ譬へハ政府の
 主眼ハ人民を自活獨立せしむるふありて開
 化未全の國ふ於てハ政府より學術農商百工

等の事業を關涉して之を獎勵する事は尽力し
 人民聰明の増進するふ從ひて政府の關涉す
 る所を減少して人民の自由を得さしむるも
 如し然れハ大國主大神ハ幽事を主宰して八
 十萬神を統卒し賜ひ神代紀云高皇產靈尊勅大物主
 神汝若以國神為妻吾松謂汝有
疏心故今以吾女三穗津姬配汝其宜領
 八十萬神永為皇孫奉護乃使還降之天皇命ハ顯事よ
 君臨して億兆を總括し給ふる故に神として
 朝廷万民を守護し給えざるはかく人として
 生命權利を保安せざるはかく是を以て人民
 益生息して國家益開明に進み万物益蕃殖し

て百業益隆盛に至る是天神の幽顯を分任して博愛の神慮を達し玉ふ所以にして人民の遵奉する所を定めて幽顯二界共々安寧幸福を得さしめ玉ふ所なり然きは此土に生ずる者にして帝王を奉戴せず國法を遵守せざば其業を全く其所を安する能はずして流離無頼の群を陷るのみならず亂民國賊の徒たるに至るへし是他か其遵奉すべき所を失し自ら其保護の外を投ずるはかり故に天神の主宰を定玉へる神意を明らふし顯は

帝王を奉して外慕の念なく幽ふハ大國主大神を信して他迷の心なく幽顯共々天神の我人々安寧幸福を得さしめ玉ふとて保安教養の主宰を定め玉へるを遵奉するハ則天神に仕ふる道なると又安寧幸福を求むる所以かり豈輕忽と思ふへけむや

第六章

經國の功徳を謝し治幽の恩頼を仰きて生死依頼すへき事

此地を修成し玉ふハ伊邪那岐伊邪那美命二

柱大神小始りて須佐之男大神ハ二柱大神の命ニ因て天下の主と神代紀ニ素盞鳴尊たり玉ふと心へとも遂ニ大國主大神をして其業を繼承擴充せしめて大國の主神たりしめ玉ひ且天神の勅を以て少彦名命と共に經營をさしめ玉へハ大神の御事業ハ天神の勅ニ出又御祖須佐之男大神の御讓ニ因るを思ふへし然れば少彦名命ハ協心戮力し玉へとも素より大國主大神の主として經營し玉へるは心ふも更かきは其功德の大小の別あるを辨ふへ

一夫經營の御事業ハ開拓種藝より大三輪御鏡座次第記

伊弉諾伊弉册二神共生大八島國及所々小島而地稚如海毋淳漂之時大已貴命與少彦名命戮力一心殖生蘆葦固造國地故曰國造大已貴命因以稱曰葦原國また出雲風土記循繩郡玖潭卿の條ニ所造天下大神命天御飯田之御倉將造給並竟巡行給爾時波夜佐雨久多美乃山詔給之故云矣美また古語拾遺ニ爾大地主神營田之時田人令食牛矣

醫藥禁厭の法を創定し武威を隆盛よりて妖邪を掃討し須佐之男命生太刀生弓矢を傳玉ひ其文の

續ニ故持其太刀弓追避其八十神之時每坂御尾追伏每河瀬退撥而始作國也また第二章ニ引たる神代紀ニ吾以是矛卒有神功と見え出雲風土記大原郡來次卿の條ニ吾造天坐故云來次た同記慮字郡拜志卿の條ニ吾造天下之神命將平越八國爲而幸時此處樹林茂盛爾時詔吾御心之大波夜志詔立射所故云矢代同郡城名樋山の條ニ所造天下大神之氣立射所故云矢代同郡城名樋山の條ニ所造天下

大神大穴持命爲伐八十
神造城故城名樋山也 文化を勸導して民を教養
一玉へる等 神代紀は大已貴神の少彦名命の事を天神
奏し玉ひし時は高皇産靈尊聞之而曰吾
所産兒凡有一千五百輩其中一兒最惡よして古來事物
不順教養自漏墮者必彼矣宜愛而養之 成立の起原を説くは大汝少彦名の神代より
と 万葉集よ其事を
詠める歌多し 言ふは衣食を足らして治民の
大體を定め玉へる故よて其事業は一も國
を富し民を利するの要よあらざるは無し功
徳の至大至極なる欽謝せざるへけむや而し
て幽冥主宰とあり玉ひては更よ博愛の神慮
を擴充し人生百年の壽福を保護し玉ふ止

らす永遠無窮の靈魂を綏撫し其依る所を得
て安し其鎮まる所を得て樂しむへく偏よ救
濟の徳を施し永久の安樂を得させ玉ふ至
仁至愛の恩徳を敬仰せざるへけむや然るは
此地よ栖息する人民ハ悉天下經營の仁徳を
蒙らざるは無く幽冥主宰の愛恵を受けざる
は無けきは生前死後惑ふ事なく偏よ大國主
大神の恩頼を頼みて安寧幸福を保ち特よ靈
魂の高き神位よ進まむ事を願ふへし

第七章

幸魂奇魂の神助を仰きて自己の功業を勉むべき事

大國主大神國土經營の時、幸魂奇魂の神の顯はき玉ひて教玉へる如く齋祭らせ玉ひ古事

記は於是國主神愁而告吾獨何能得作此國孰神與吾能
和作此國耶是時有光海依來之神其神言能治我前者吾能
共與相作成吾者不然者國難成爾大國主大神曰然者治奉之
狀如何答言吾者伊都岐奉于倭之青垣東山上此者坐御諸
山上神也とありて其神曰如何ある神とも知らぬを神
代紀は是時大已貴神問曰然則汝是誰耶對曰吾是汝之幸
魂奇魂也大已貴神曰唯然通汝是吾之幸魂奇魂今欲何
處住耶對曰吾欲住日本國之三諸山故營宮彼處使就而居
とある事知らきたり

遂に其功業を立玉ひしは素より大神の百神ふ卓越傑出し給へる神性

あつる上は琢磨勵精の功効よよるといふへとも幸魂奇魂の賛成の靈徳大かりといふへも

如此天神の幸魂奇魂の神を降して其功業を賛成し玉へるは偏に大神の天神の勅を重いて愛國利民の事業を勉勵し玉ふ至誠の感格

よ出る者なり何と云ふは大國主大神ハ早く御祖須佐之男大神の御讓よ因て國土を經營し玉ひしを又天神の命を受けて少彦名命と協心戮力し速に其功業を成さむと勞き玉ひて

専此國を經營し給ふ間よ少彦名命ハ幽契あ

りて此國を去て海外に趣き玉へり古事記に大穴牟遲與少
 毘古那二柱神相並作堅此國然後是に於て大國主大
 少毘古那神者度于常世國也
 神ハ天神の相共ニ造らしめ玉ふ勅命ニ背る
 心事を恐懼し又協心戮力し玉へる少彦名命
 の御別を愛惜して吾獨してゐるてかも此國
 を造らむ孰神と共に相作らましと詔玉ひし
 ハ古事記に於是大國主神愁而告吾獨何只管ニ國作
 能得作此國孰神與吾能相作此國耶
 の成功を切に思はず神慮より歎き出玉へる
 かり然きハ是より以前に少彦名命ニ吾等
 造する國いかに善く成せりといはむやと
代神

紀に嘗大己貴命謂少彦名命曰吾等所造之國豈謂善成之手少彦名命對曰或有所成或有所不成
 一も既に成る所ありて蒼生に恩頼を蒙らし
 め玉へとも仁愛無比の神慮ハ猶不滿に思
 はず所ありて善きか上にも善く安きか上も
 も安うらしめむと計畫勉勵し玉へる神蹟を
 窺ひて益勉めて益進み大に博愛の神慮を擴
 充して小成に安し玉はさる御誠意ハ真に天
 地に貫き神人を感動せしむと云ふへし是則
 天神の幸魂奇魂を降して其功業を賛成し玉
 ふ所にして唯大國主大神のみ然るふあら

す後人よ於るもまた修成の本分を勤め國を
 富し民を利せむとして至誠を尽す時ハ神必
 幸魂奇魂の靈徳を蒙らしめ玉ふ起本かり然
 るハ大國主大神博愛の神意より人をして幸
 魂奇魂の靈徳を蒙らしむる事御自親の如く
 ありしめむとして神語を幸魂奇魂守給幸魂天穗日命よ
 傳へる普く天下よ教誨し玉へハ百般の事業
 を修成せむよハ必先幸魂奇魂の神護を蒙奉
 らざるへらざる神理を辨へて天穗日命の
 教誨を體認し且喜誠心を凝して其事業を勉

め行住座臥の間ふも神語を謹誦して神助を
 仰くへきかり故よ事業は小成よ安せず益勉
 めて大成し偏よ天穗日命の大國主大神の神
 慮を和め玉へる神蹟よ出雲國造神賀詞よ高天能
命爾天下大八島國事避奉之時出雲臣等我連祖天穗日
命乎國體見爾遣時爾天之八重雲乎押別豆天翔國翔天
下手見迴氏返事申給久豐葦原乃水穗國波蓋波如五月蠅
水沸支夜波如火雲光神在石根背水沫毛事問氏荒國在然
平天皇御孫命爾安國止平久所知坐之米申氏已命兒天夷
鳥命爾布都怒志命乎副天降遣天荒布留神等乎揆平氣
國作之大神乎母媚鎮天大八島國現事顯事令事避支
 神習ひて善く其神意よ適ふへく敬事し功立

ち徳成りて永遠神龍を受くへき事を心懸く
へい

第八章

國選の神意を辨へて貪婪の妄念を去るへき事
大國主大神の天下を經營統治し玉ふ事は天
神の勅と御祖須佐之男大神の御讓とふ因て
偏よ博愛の神意を繼承擴充し玉へる者か
は天神の幽顯よ主宰を分任し玉ふふ當りて
毫も係戀の神慮かく顯事を避玉へるは誠よ
天神の勅を尊ひ名分大義を重し富貴功名を

視る敝履の如きふ非きまは焉を能く如此か
らんや殊よ廣矛を奉て治國の要旨を傳玉ひ

八十萬神を統率して皇基を護し玉ふは第三章

紀を引たるか如し又古事記に僕者於百不足八十廻手隱而
侍亦僕子等百八十神者既八重事代主神爲神之御尾前而仕
奉者違神者非也また出雲國造神賀詞に大穴持命乃申給久
皇御孫命乃靜坐牟大倭國止申天已命乃和魂手八咫鏡爾取
託天倭大物主櫛瓶玉命止名手稱天大神和乃神奈備爾坐巳
命乃御子阿遲須岐高孫根乃命乃御魂手葛木乃鳴乃神奈備
爾坐事代主命乃御魂手宇奈提爾坐賀夜奈流美命乃御魂手
飛鳥乃神奈備爾坐天皇孫命乃近守神止貢置天八百丹杵築
宮爾靜坐支また大倭神社注進狀に家牒曰腋上池心宮御宇
天皇元年秋七月甲寅朔遷都於倭國葛城丁卯天皇夢有一貴
人對立殿戸自稱大已貴命曰我和魂自神代鎮三諸山而助神

器之昌建也荒魂服玉身在大殿内而爲寶基之衛護即得神教
 而天照大神倭大國魂神 則名分大義を天下万世不
 並祭於天皇大殿之内 明示一玉ふ所よして斯民の皇室を輔佐し國
 家を保安するふハ富貴功名を捐て顧みざる
 へるらざるの明教といふへ一國より百神よ
 卓越傑出せる大神をかきハ其神慮ハ凡智を以
 て窺測をへきふ非をといへとも竊よ惟るふ
 大神の刻苦濟勵して經營統治し玉へるハ斯
 民をして其所を得て安せしめ玉ふ外かき
 故よ天神の國を利し人を益するハ幽顯よ主

宰を分任し神人其分を守て相犯す事無から
 しむるよ如しと勅し玉へは速よ奉命し玉へ
 るかり況んや顯國魂神とかりて幽事又主宰
 し玉ふへきは須佐之男大神の教勅ふよりて
 預め知しめす所あるをや然きは大神の刻苦
 濟勵して國土を經營し玉へるハ斯民を撫育
 し玉ふ爲あるを思ひ顯事又避りて係吝の念
 かきハ大義名分の重すへき明教あるまを
 辨へて偏よ斯民の安寧幸福を計畫し玉ふ神
 慮を感戴して各自ら區々私を營するの小念

を絶して専ら國家共同の大利を計り神勅を尊ひ君命を重し唯條理のある所より従ひて意中の潔白よりして貪婪汚濁の念なき事は大神の身を以て明示し玉ふ所より耻ぢさるべきを要とす

第九章

天壤無窮の神勅を奉戴して國體の尊嚴を辨ふべき事

皇統の万世一系連綿ある事は皇祖天神の期し玉ふ所よりして天壤無窮の神勅ハ皇基の因

て立つ所國躰の因て定まる所の根據かり抑高皇産靈大神の幽顯を區別し主宰を分任し玉ふハ他かり斯民を愛養し玉ふよ在る皇基を万世不易よ定め玉ふハ斯民の心を一よし頼る所を確定して其保護よ安ずる事万世一日の如くからしむるの神慮かり然きは列聖神勅を相承け國を治め人を愛育し玉ひて崇神天皇ハ皇祖天皇の宸極よ光臨し玉ふは一身の爲ならずして天下を經綸し玉ふよありと詔し玉ひ

崇神天皇紀四年よ詔曰惟我皇祖諸天皇光臨宸極者豈爲一身乎蓋所以司牧神人經綸

天下故能世嗣立功時流至德今朕奉承大運愛育黎元何當
聿遵皇祖之跡永保無究之祚其群卿百僚竭爾忠貞並安天
下不亦仁德天皇は君は百姓を本とすと詔し玉ひて
仁德天皇紀七年天皇曰天之立君是爲百姓然則君以百姓
爲本是以古聖王者一人飢寒願之責身今百姓貧之則朕貧也
百姓富之則朕富也未斯民を以て國家の本とし富
強を以て行政の主眼とし玉へるは則皇祖天
神の神勅を歴代に遵守し玉ふ所よし皇統
の永昌もまた此に因るといふへし然るも此
神勅は獨治國の本を主宰し玉ふ帝王の遵守
し玉ふへきのみふあらず其保護を受る者も
また必奉戴して博愛の神意に答ふへきかり

況むや斯民の曩祖を尋ぬきは皇御孫命降臨
の時よ於て皇祖天神の神慮を翼賛し大國主
大神と共に皇基を守護する神よあらさきを
國體を景慕し皇徳に歸化せし者からさる無
く歴代の祖もまた神勅を繼承し玉ふ聖子皇
孫を奉戴翼賛せる者よ於るをや然きは此神
勅を奉戴して國體を確守するは祖先の遺志
を繼承し孝道を失はざる者よし即皇基を
守護し大政を補佐するをハ一に神勅を奉
戴する時は忠孝を兩全する理を辨へ今の天

皇よ忠かきハ歴代の天皇よ貫き今の親よ孝
かきは祖先ふ徹するの大道を思ふへし加之
天地神明の神慮を體認し敬神の徒と稱する
者よして此神勅を奉戴せしきは何を以てる
信徒たるの實を表せむ斯國よ生を稟けたる
者よして國体の尊嚴を確守せしきは何を以
てく國民たるの分を全くせむ吁神勅を奉戴
して益皇基の永昌を補佐し國体を確守して
益其光輝を表すへきは國民の義務よして又
敬神の主眼からすや

第十章

靈魂は神賦よして祖孫命脉を貫くを信はへき
事

靈魂は造化の神氣より受る者よして男女の
媾接ハ之を結成して子を生産するの神術か
り機殿儀式は神魂乃精靈父母乃氣
爾入且生出留神手神人止云然きハ靈魂ハ神
よ出つといへとも子をかひと否とを男女媾
接し陰陽相合して造化の神理よ適ふと不適
とふよるハ勿論よして父母の身体ハ其子の
由て生るる所かると以て若し身體健全から

此諸官具備せざる所ある者ふ於てハ子を生
 産する事能えざるなり是を以て父母ハ血肉
 を分ちて身体を生産するのミからず靈魂ふ
 於るもまゝ其縁契深き事を辨ふへし抑人ハ
 首祖伊邪那岐伊邪那美命二柱大神より種族
 相續して吾人の血肉ハ則二柱大神の血肉を
 受來たる事ハ植物の生産蕃殖して止まざる
 と一理よして人の血肉ハ人の氣質を含有
 するハ譬へハ米實ハ米の質を含み麥實ハ
 ハ麥の質を具ふる如し故に父母の血肉ハ

其子の身体を成る元素なりといへとも素よ
 り神の靈徳を蒙らざれど一個の人よるを得
 ること能えざる者ふして其ハ植物の種子ハ
 ハ幹枝とかり花實とかり者ハ含備すれとも
 水土を得ざるハ幹枝を生ずる能はず天氣を
 受けざるハ花實を結ひて生植の用をかす事
 能はざるか如し然るを靈魂は神の賦與し玉
 ふ者よして父母ハ關係ありと説くものある
 は是祖孫の親ハ唯血肉上の事よして靈魂ハ
 於ては其縁無しと爲すかり果して然らば身

体の主宰たる靈魂は神の賦與より係り主宰の
住宅たる身体は父母乃生産する所かれは靈
魂の住宅たる身体を産する父母は假父母よ
して靈魂を賦與せる神は眞父母なり故に假
父母を敬するは眞父母に對して不敬なりと
教へて祖先を祭るを禁じて唯天主を崇敬せ
しむる宗教と異なる無けきは倫理も悖る亦
甚しといふへし是父母は早晚朽腐して留ら
ざる肉体をのみ産する者にして永遠不變の
靈魂は神の賦與より出て父母より於ては毫も縁

由かりとするの誤かり然きは祖孫の親は身
体の存する顯世間のみからば永遠不朽なる
靈魂の上より一貫する者にて倫理の重すへく
追祭の忽よすへらざるは本教の主旨とす
る所よして近く父母より能く仕ふるは遠く神
より貫く天下の大道なる事を悟るへし

第十一章

靈魂の歸着を明かよして神寵榮福の地を求む
へき事

貧富苦樂は自己の行爲より因るまと言ふも更

かり靈魂の苦樂もまた生前の善惡も關し人
間万事一も己の行爲も因らざる無けきは己
を善くすきは他の救濟を頼むも及はざるも
似たまゝと其己を善くするふ道も因り教も從
はざるへらざる事もて現世の事業は己の
勤勉も因て成るといへども必政府の法令を
遵守し其保護も依らざるは生命資産を安し
難きを思ひても靈魂もまた幽冥大神の神慮
を奉戴し其恩頼を頼み奉るへき理を知るへ
し抑靈魂の歸着するの地は天もあるる地も

あるか或は又黄泉國かりやといふも善惡邪
正の別も從ひて其所在一からずといへども
靈魂は一切悉天上も歸するふあらず又皆此
地も留まるるもあらず況んや黄泉國をや然
まは靈魂の歸着は偏も幽政の處分も因て其
所の定まる者もして伊邪那岐大神は上天し
て日の若宮も留り給ひ神代紀も伊邪諾尊功既至
矣徳亦大矣於是登天報命
仍留宅於日伊邪那美大神は黄泉國も入りて鎮
之少宮矣神代紀も至於火神柯遇突智之生也其母伊邪
尊見焦而化去云云然後伊邪諾尊追伊邪册尊入
於黄泉國大國主大神は幽冥の主宰とかりて此
而及之

土よ坐して神代紀云歸若之首渠者大物主神及事代主
神乃合八十万神於天高市帥以昇天陳其誠
 款之至時高皇產靈尊勅大物主神云云此三柱大神の
 宜領八十万神爲皇孫奉護乃使還降之如此よ留り給ふ所の異かるは各主宰一給ふ
 所あるよ因きは人の靈魂もまた斯顯世を去
 るの後幽冥ふ於て從事すへき事あり其留
 る所の如きは一方ふ偏する者よあらざるま
 と明るかり然きとも靈魂は神賦よして則幽
 より出たる者かきは其本よ歸すへきハ始祖
 伊邪那岐大神の上天を以て知るへく又幽政
 の如何よ因て斯土よ留るは大國主大神の此

土よ坐すを以て知るへく然きは神寵榮福の
 極は必天上よのみありて斯土よ於ては求む
 へるらざるよあらざるを神寵榮福は求むへ
 るらざるの地かく得る事能はざるの人かく
 して譬へは宮貴娛樂は都鄙よ拘らすして得
 らるゝの如し故よ靈魂の歸着ハ偏ふ幽冥の
 主宰とまは大國主大神を目的として依頼す
 へく是天神の幽冥主宰を定め給へる神勅を
 遵守する者よして天神の寵榮を受るも必大
 神の恩頼よよらざるへるらざる幽理を辨へ

て幽冥の事は唯大國主大神に依頼するふ在
 りと確信すへし誠ニ此目的を定めて生死疑
 はす依頼する時は素より八十隕手ニ隠りて
 侍ひかむと詔給ひしは古事記ニ僕者於百不
 足八十廻手隠而侍治國
 の任を解きて幽冥ニ隱を給ふといへとも博
 愛の神慮は變ずる事なく其側ニ在る如く
 よして朝廷を守護し万民を監護し給ふとの
 義ふて専ら救濟の恩徳を施し給ふ者なきは
 誤て神慮ニ悖り自ら惡報を招きて苦惱を執
 る者とも其自己の行爲ニ因るとして捐給は

ずといへとも如何よせむ天神の神勅ニ背き
 天地の神理ニ悖るの惡人ニ於てハ縱令仁愛
 無比なるも救濟し給ふの地かけきは惡をか
 して苦患を受るは獨其靈魂の安せざるのみ
 ならぬ仁愛なる大神の神慮を苦まゝに奉る
 事甚しといふへし然れも其救濟を願ひ其仁
 愛を仰かんふも必先善を脩め徳を積みて大
 神の神慮を安し奉るへき者なり苟も神寵榮
 福の地を求めむとする時は幽冥の主宰と坐
 す大國主大神に依頼せしめて他ニ依る所を

求む可けむや試ふ思へ金石の重質かるも舟
 又積む時は海川に浮ふへく羽毛の軽きも金
 石に着けは水底に沈むは理の見易き者よ
 て是其依る所よ因て浮沈の差異を生ずるを
 り果して然らば靈魂の罪惡かくして羽毛の
 軽きも如くなるも其依る所を撰ふよあらさ
 れは水底に沈溺するの苦惱を免るゝを得む
 や況むや金石の如く重き罪惡ある者をや是
 を以て自己を善くするを頼みて足きりとせ
 す必幽冥大神の恩頼を仰きて神寵榮福の地

と求めざるへりらざる者と知るへり

第拾二章

善惡の執念は幽冥に貫く故思ひて心行と正直
 にすべき事

善惡の報あるを天地の定理にして早晚あり
 といへども遂に免るへあらざる者あり譬へ
 は幽冥は顯露の明鏡の如く其行の善惡其心
 の正邪一も映さる無ければ靈魂の苦樂は
 則心行の善惡に因る事影の形の曲直に従ぬ
 に同一抑生前の執念は死後に貫きて善魂を

善事と賛成し惡魂は惡事と誘導する者あり故に人は生前に其心と正善にとるより要るは多く幽顯に涉りて己と益し人を利するの根本もまた此にありと知るべし然れば伊邪那岐大神の天上に復命して日の若宮に留り給ひ大國主大神の此土に坐して幽事と主宰し給ふハ天神の神勅と奉戴して博愛乃功業と立給へるに因れば則其御誠意の貫く所にして幽冥に歸し給むては益博愛の神徳と垂れ給ひ朝廷天下と守護し給へる如く

吾人乃靈魂も生前れ善惡に因て正邪の貫く理と辨ふへし夫善人君子は獨其脩身誠意れ徳光と萬方に輝かるとみならは其言行ハ天下と風化とるの裨益甚大にして殊に其靈魂は幽冥の神寵と稟て唯靈魂乃歡樂を得るのみあらず人の善行と幽助し世の善事を冥護はる靈徳と顯えとに至るへし吁生きて一身体と以て天下と風化とるの地に立ち死してハ國土人民と守護はるれ神列に入るは生前死後乃榮譽實に之に過るは無く人生富貴の

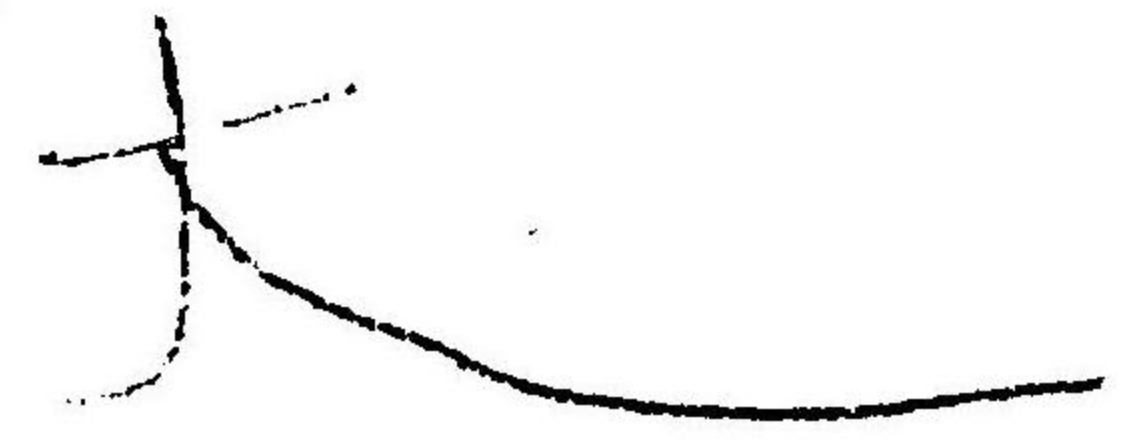
極といふへし然れば此榮譽を擧るハ果して
何所に在りやといふに他なく唯脩身誠意
あり豈心行を正直にせざるへけむや然れハ
脩身誠意ハ生きて人たるの法ふして死して
神たるの道といふへし

第十三章

祓禊式と定め給へる神意と奉して汚濁の所業
となすへあらざる事

苦を避け樂と求むるは人の常情にして顯世
には疾厄災害と免きて健全富榮を得む事を

願ひ幽世には憂苦罪患と遁きて幸福歡樂と
得む事と願ふは天下古今同情といふへし然
るに其欲する物と得むには必其得へきの道
に因て求めざるへからず其免れむとする物
と避くるには必其免るへきの道に因て避け
ざるへからず抑祓禊を則汚穢を解除して清
潔にするの謂にして身體と清潔にするは災
禍と免れて無病長壽を得るの道あり心魂と
清明にするは迷妄邪念と去て幸福快樂と得
るの道あり然ば伊邪那岐大神は櫛原に黄泉



の汚穢と禊祓し給ひ古事記は是以伊邪那岐大神詔
穢國而在祁理故吾為御身之禊而到坐筑紫日向之
橋小門之阿波岐原而禊祓也又た神代紀にも見ゆ 須佐
 之男大神は千座置戸と科せらる給比後ふ
古事記に於是八百万神共議而於速須佐之男命負千位置
戸亦切鬚及手足爪令祓而神夜良比夜良比岐又た神代紀
せり 我心清々々と詔給むし古事記に故是以
可造作之地決出雲國爾到坐須賀地而詔之吾來此地我御
心須賀須賀斯而共地作宮坐故其地者於今云須賀又た神
代紀より 其罪穢と解除して心身れ快樂と得
 給ふが故なると知るを然るに伊邪那岐大
 神れ黄泉の汚穢に觸を給ひは女神と追慕
 し給ひしに因り神代紀は伊邪諾尊追至伊邪册尊所
在處云云伊邪諾尊曰始為族悲及思

哀者は吾 須佐之男大神の天上の罪科と得給
 之怯矣古事記
 む志は祈誓ふ勝誇を給むは因ると古事記
須佐之男命自于天照大御神我心清明故所生之子得手弱
女因此言者自我勝云而於勝佐備離天照大御神之營田之
阿埋其溝亦其於聞看 速に其罪穢を知て悔改し給
大營之殿屎麻理散
 ふふ因て忽稜禊の効顯はれ汚穢と解除して
 清潔ふり給へると思ふへし然きとも人え
 其罪穢あると知らと之を知るも悔改とるに
 怠て益汚穢と深く愈罪を重ねて遂に顯世
 ふえ身を亡し家を失む幽世には靈魂を安せ
 ず永く苦患を受くるに至るは是を以て禊

稜の神式を傳へ給ひ其事を主る神を定め給
 ひて 大祓詞に還罪波不在止祓給清給事乎高山之末短
山之末與里佐久那太理爾落多支都速川乃瀬爾坐
 須瀬織津比賣止云神大海原爾持出奈武如此持出往波荒
 鹽乃鹽乃八百重乃八盤道乃盤乃八百會爾坐須速開都比
 咩止云神持可々吞氏武如此加々吞氏波氣吹戶爾坐須氣
 吹戶主止云神根國底之國爾氣吹放氏武如此久氣吹放氏
 波根國底之國爾坐須速佐須良 災禍と去て幸福と
 比咩止云神持佐須良比失氏武 災禍と去て幸福と
 求むる道を開き給ひは偏ふ博愛の神慮ふ
 出る者にして其道に因り其式に従へて幽顯
 二界共に厭避する所の苦患と免れ希望する
 所の幸福と得へといへとも唯此禊祓とる

すのみにして若悔改する所あらさば時は其
 事ありて其實を故に既往を恐み將來を慎
 みて心行を正しくゆるえ禊祓を行ふの要を
 り然れ禊祓除は惡意惡業の心身にあると神
 明に告訴して包隠する所なかるべき者に
 て尙心身に蓄へて包隠する時は是罪穢を蓄
 ふるにて解除の効を失ふと云へて況むや日夜
 戒慎を嚴にすと思へとも怠を生し過易きを
 人の常情なれえ偏に禊祓を傳へ給ふ神慮を
 感戴し二柱大神乃神蹟と標的として過を顧

み心を改めて止まらざる時を顯世に於疾厄
災害を免れて健全富榮を得幽世には憂苦罪
患を遁れて幸福快樂を得るに至るへい

第十四章

萬物の増進を見て神恩の無窮あるを感ずる事

粗より精ふ入り小より大に至るを物に常態
ふりて天地ハ混沌よりして剖判し人類は幼稚
よりして成長するの理は物として然らざる
は無く事として然らざるは無し故に上古に

ハ不全不備あるも時と共に増進して現今に
完全具備の地に進むの事蹟に徴して將來益
其増進するを思ふへい是則天神の修理固成
の勅命を降し給ふ所に於て造化の恩徳の無
窮なる所以なり然まは大國主大神の吾等
造れる國豈善く成せりといはむやと詔給ひ
し時に少彦名命乃或は成れる所あり或は成
らざる所ありと對給ひしは天地万物の成立
は増進化育して其窮極なき神理を示し給へ
る者ふして伊邪那岐伊邪那美命二柱大神の

修成の遺業は大國主大神少彥名命と共に繼承し給ひ其功業の成績ふ於ては人類蕃息し万物増殖して文物法度定り大に諸業の開明をなし利國益人の便利を進め恰も別世界をなしたる如くありしは言を俣たるといへども國土經營以來今に至て尙未だ成盡せるにあらざると思ふ時は此未だ万世の後を成る所已に成れば又更に未成らざる所ありて實に万物の増進は窮極なき者にして是則神恩の盡たざる所人類の幸福の底止せざる所な

り然れど万物を人類の蕃息に從ひて増殖し諸業の開明は人智と共に増進せる者あれば今の古に超越するは則天地万物の起元を開き給ひし造化の神徳の彌顯はる、所にして開元の神徳ありて此成功あると思ふべき也譬へば上古は大人の未だ幼童なる時の如し植物の種子を蒔て漸く萌芽せり如し人れ成長して智識を開達するを幼童の時に教育せしに基た植物の花を開き實を結ぶは播種培養の功に因ると思へば人世の開化は上古

神等の經營の功德によると辨ふへく抑蒸氣
 船車印刷等は最開化と増進するの器械にし
 て一人の力を以て千百人の業をなし千里の
 海陸も近隣の如く往來して便利と極め浩益
 を進むることこれより大あるを今夫蒸
 氣器械及印刷の具たる其發明造製の工夫は
 人に任せとも造製に必用なる鐵は人力を以
 て造れる物にあらすくて大地に含有する鐵
 砂をらすや此一事を以て万化の元素は神代
 より具備して人力を待て有益の物品となり便

利の器械とを辨へて万物は天然にして
 世と利し人を益とするは少く必修成の事業に
 因て功用を増進する者なるを思ふへく是万
 物ハ人を待て其功用を顯し造化の神徳は後
 世益増進する所以あれば人の事業は全く造
 化輔翼の神業ある事を辨へ一人一個れ私利
 に走らす國家隆盛の公利を計るへき者なり

第十五章

醫藥禁厭と創め給へる神慮を奉體して衛生乃
 務と全とすへき事

大國主大神乃療病禁厭の二法を創り給へる
を身体を強健に精神を活潑にする爲に
して人の業を勉むるに必用なる進取の氣象
と振起し耐忍の氣力と養成せしめ給ふの神
慮あり抑人の功業と立るハ進取の氣象あり
て其目的と定め耐忍力ありて勞苦艱難に屈
せず其目的と達するにあれば進取の氣象と
耐忍力と人人間萬業の根據にして成功の資
料たり然きは醫藥禁厭の二法の創り給ふる
神慮と感戴し醫藥と重し禁厭と尊ひ疾病災

害を未萌に防くへきた人生一日も怠るへか
らざる要務なり然るを醫藥の重すへきを知
らす衛生の忽にすへからざるを辨す唯神
に依頼し其法と盡さすして疾病災禍を免む
と思ふは恰も培養灌溉と務めすして百穀れ
豊熟するを望むり如く醫藥禁厭を定め給へ
る神慮に背き神に依頼するの道と誤れる者
にして是神恩を受くる所以を其神慮と体し
人事と盡すにあらざるを知らざるの惑みり故に
無病長壽にあらざれば其志業の達し難きを

思ふにも衛生は百業の最始あると辨へて行住坐臥戒慎して忘るへうらさるなり衛生の法多くといへども要するに精神と安怡し身体と適動し衣食住に注意をるにありて精神と安怡するハ心と正しくするにあり身体と適動するハ身を修むるにあり衣食住に注意するは奢侈と戒むるにあり若く之に反して邪念と蓄へ悪事とふし奢侈と多す時ハ心常に安からず身体常に勞し資財空しく多りて遂に亡身破家の災禍に陥ること必然なれハ

衛生ハ立身齊家れ基礎をなすといふへくく其法の守らさるへからざるを辨ふへき者あり試に思へ健全無病ハ身体の諸官各其分と守りて血液順環の間斷なきに因る者ならずや此諸官一も其分を失ふ時尤其災禍は唯其一部分に止らす惣身の煩苦と生ずるに至るへく苟も神と敬し身と愛をる心なちは宜しく醫藥禁厭と創め給へる神慮と体認して衛生の務を全くし無病長壽ふいて其志業を達せむ事を勉めさるへからざるあり

第十六章

報本反始の務を全くして自己の分を誤らざる
へき事

人類多しといへとも親をきはるゝ万物多し
といへとも種子あらざるはるゝ親は人の因
て生産する本なり種子は万物の因て生殖す
る本なり人必其本を辨へて報恩の道と尽さ
るゝへあらざるり抑天地をして天地たら
しめ万物をして万物たらしむる大元とあるを
は造化の神徳にして特に天之御中主大神ハ

天魂神とも申とか如く万物の元霊と坐せえ
同くと造化三神天之御中主神高皇產靈神と稱とるにも

本末主分の別ありて造化の大元は天之御中
主大神に歸せざるは無し然るに人類は伊邪
那岐伊邪那美命二柱大神の生産し給ふみ出
るといへとも古事記序に二靈為群品之祖また同記
神代紀に交接して人神を生産し玉へ

我と産するハ父母みれど其本は神徳に因る
に同じ然れども人の本を神にして神は人の祖
なり人類の神に出るのみならざる衣食と安す

るの業もまた天神の勅み出て伊邪那岐伊邪
那美命二柱大神乃修理固成ふ始まり大國主
大神は大成すきと神は人倫の大本にして職
業の元始あり故に今行ふ所は神の遺業に
て飽食暖衣をる所以と神の遺澤を承るふ非
るは無く我をして此仁澤を承けしむるは則
我と生産愛育せる親にして神徳祖恩相待て
我幸福安寧となす事と辨ふへし然れハ神徳
の深きを念ひ祖恩の厚きを顧み益其遺業と
修めて愈其恩徳と忘れを報本反始の務と尽

すへき事ならとや然れば獨神を敬ひ親と尊
ふに止まらず万事万端悉本末主分の區別あ
ると明にして自己の分を誤らざるへうらさ
るる人道の主務と知るへし

第十七章

産土神を崇敬して氏子たるの禮と盡とへき事
國は生命資産を托する所にして人必愛護せ
ざるへからざるは言を俟たず而して其國を
經營し其産業を創始し尙其地に鎮座して守
護し給ふは産土神みて國を廣くといへとも

人ハ多しといへとも所として産土神の鎮座
るは無く産土神の人にして守護の恩恵と蒙らさ
恩惠如此ふ厚く是則天地万物の大元をみ
給へる天神の神慮み出る者にして伊邪那岐
伊邪那美命二柱大神の國魂神と生産して各
地を分掌みさしめ給ひ大國主大神の珍御子
十五柱と四方ふ頒遣して専ら蒼生に恩頼と
蒙らしめ給ひは各地の守護神を定め給へ
るみて則産土神の起元なる然れば大神の幽

冥れ主宰とみり給ひて八十万神を統率し給
へるは則惣産土神とまとなれば大神の恩頼
と敬仰する者も必産土神を崇敬すべく産土
神の守護と感戴する者も必大國主大神と欽
奉せざるをあらと是大國主大神と産土神と
を本末れ連續みして相離れざる所あればな
り是を以て出雲大社を惣産土社にして天地
幽政の本府なり各産土社は其地の守護にし
て幽政の支廳なれば各地分掌の産土神れ本
府の親裁と請給ふは猶地方政府れ中央政府

ふ願何をなすか如し故に博愛れ神慮は彼此
 厚薄みしといへとも特に其地の氏子の爲に
 は産土神の守護の恩頼淺からざる者なれば
 天神の恩頼を仰き幽冥大神の功德と蒙るに
 も必先産土神と崇敬するの道と尽さざるへ
 うらざるハ譬へは君に忠なるの道ハ必先親
 に孝ふるに始まるる如みれと産土神と崇敬
 とるは則幽冥大神の神慮に協ふ者と云へ
 然れとも今れ所謂産土神は後世人民の信仰
 によりて皇祖天神と祭れるあり一家の鎮守

の一郷の産土社とされるあり又氏子の離合
 もありて或は其神の親しく本府に往來して
 命令と受け給ふもあつへと或ハ使役し玉ふ
 神として其事を取持としめ給ふもあつへし

第十八章

夫婦の道と正しくして人倫の大本と亂るへあ
 らざる事

夫婦の道は天神の勅命に基き伊邪那岐伊邪
 那美命二柱大神の神業ふ起りて

美命曰汝身者如何成答曰吾身者成々不成合處一處在故以此吾身成
 伊邪那岐命詔我身者成々而成餘處一處在故以此吾身成

餘處刺塞汝身不成合處而為生成國土奈何伊邪那美命若
 日然善爾伊邪那岐命詔然者吾與汝行廻逢是天之御柱而
 為美斗能麻具波比云雖人倫の最始万業の大本
 然久美度與而生子水蛭子
 なり故へは夫婦は天神の勅命と仰き二柱大
 神の神蹟ふ神習らふと要とす恭しく惟みる
 ふ天神造化の首とふ給ふや高皇産靈大神
 は乾徳を具へ給ひ神皇産靈大神は坤徳を具
 なへ給ひて即造化の大夫婦み座まして陰陽
 交感して万物と生とるの大元と立給ひ更ら
 ん伊邪那岐伊邪那美命二柱大神ふ勅して此
 漂在國と修理固成せと事依給ひし因て二

柱大神は其神勅と奉し夫婦邁合し給ふ其
 始と正しく

古事記み如此云期乃詔汝者自右廻逢
 我者自左廻逢約竟以廻時伊邪那美命

先言阿那邇夜志愛袁登古袁後伊邪那岐命言阿那邇夜志
 愛袁登賈袁各言竟之後告其妹曰女人先言不良云邇夜志
 二柱神議云今吾所生之子不良猶宜白天神之御所即共參
 上請天神之命爾天神之命以不良麻邇爾卜相而詔之因女
 先言而不良亦還降改言阿那邇夜志愛袁登賈袁後伊邪那
 於是伊邪那岐命先言阿那邇夜志愛袁登賈袁後伊邪那
 美命言阿那邇夜其功を立て徳もまた大ふして
 志愛袁登古袁

其終と全くし給へり是則國土万物蕃殖して
 終古息まざる基礎の立つ所ふして天神の神
 勅は唯二柱大神にのみ關する者みらす遠く
 人類ふ至るまで及ふものあり然きは夫婦は

天ふ日月あるゝ如く地ふ山川あるゝ如く相
 并ひて有るへき者にして之と天地に配すき
 ハ夫は天より婦は地なり故に天先成て地後
 に定るの神代紀云古天地未剖陰陽不分混沌如鷄子溟
 津而含牙及其消陽者溟靡而為天重濁者淹滯
而為地精妙之合搏易重濁之凝揚難故 神理を遵ひて
 天先成而地後定然後神聖生其中焉 婦は必夫に先すへからず夫もまた婦を蔑現
 すへからず況んや天神二柱大神に同く其
 事を擔任せしめ給ひ二柱大神能く其神勅を
 奉りて相愛し相轉けて神功を立給へるとや
神代紀云時泉守道者白云有言矣曰吾與汝己生國矣奈何
 更求生乎吾則常留此國不可共去是時菊理媛神亦有白事

伊弉諾尊開而善之乃散去矣 故に夫婦たる者謹て同一奉命の
 神蹟と守り彼此の見と立てず先後の序と誤
 らず同躰一身の心と以て苦樂と共にし相親
 愛して人倫乃始と亂らと万業の大本と正し
 くして子孫蕃息の基と起し家門榮昌の地と
 開くへし嗚呼男女の配合を人の大倫あり世
 乃大綱あり故に閨門の脩らざるは唯一家の
 盛衰にして止らす一般の風俗に關する所な
 れは實に慎み重んずべきハ夫婦の道あり若し
 夫其婦を愛せと婦もまた妬心甚しくして夫

ふ乖離とる事あらた何を以てか家門と脩め
 子孫を蕃息とると得むや是夫婦と人倫の始
 むして人道は夫婦に因て立つ所以あり然は
 夫婦は愛と以て待ち親と以て立つ者なれば
 獨婦の貞節と要とるのみあらと夫も亦姪行
 るく共み其身を慎み其徳と脩め小ふしてハ
 家門と興隆し大にしては天下と風化し能く
 天神の勅命と奉し二柱大神の遺業と承述す
 るの責に背くべからず是天神の二柱大神に
 神勅と下し給ふ所にして二柱大神の實踐し

給ふ神蹟を夫婦たる者思と此に致さる
 へけんや

第十九章

政令と遵奉して保護れ恩と忘るべからざる事
 治國の要は人民と保護勸導して開明の地に
 進ましめ權利義務を全くし悞樂と得さしむ
 る乃外あらず故に政府の主眼を人民にして
 百般の法令は保護勸導の爲に設くる事天下
 古今同一あり然れば海陸の軍兵と整ふは護
 國の具にして則吾人乃安居を期はるにあり

百工諸業と勸奨とるは富國乃要にして則吾人れ衣食と豊饒にするかり外交と廣くするは世界乃公益と計りて富を求むるの區域と廣大にするなり其他教育警察等の諸法皆人民保護の目的と達するに要なる者にあらざる尤無し然れども政府は全國の公益と計り人民惣体の幸福と保護とる者みれば素をり一人一個の爲に法令を設さるに因て或ハ甲に便にして乙に不便なる事無しとせされとも到底法令は人民個々の意に適とる能えさ

る者あると辨へて一人一個の不便と以て漫に法令を誹謗とへからと自己に不便ととるも能く思はざるれ誤認に出る者多く況や將來に便益と期とる者あるとや政府既に吾人と主眼とすれば吾人もまた政府の主眼と志と國民たるの務を盡さるへあらず國民の務其目多志といへとも要とるに政府人民は相待て立つ所以と辨へて法令を行住坐臥に確守とて忘れざるにあり抑政府人民乃相待て立つと辨ふる時は吾は政府の保護に因て

娛樂を得る者あり法令を遵守するは吾娛樂
 と求むる所以ありといふ事と了知をへし既
 に此理と了知する時は力役あり租税あり政
 府の求むる所ふ應えて従事志國民たるの本
 分と尽きて自己の務と欠かさるへ志試に思
 へ政府の人民に求むる所の者は何等の費に
 充つへきや君主の奢侈に費はにあらと政府
 の威權と恣にとるの用とをにあらと則吾
 人を保護とる乃費用に充る者多れば吾人に
 求むる尤則吾人の用ふ充る者ふ志て全く國

の公益を計るれ費とを者あり租税と納む
 へきの理由如此に志て租税は我人の安寧幸
 福を求むる資料あるのみならず神徳報賽の
 爲ふも納むへき者あり何と志れば吾人の安
 居する國土は神の經營ふ成り衣食を始百般
 の物品と神の創造ふ係り特に靈魂身体は産
 靈の神徳ふ因て生化する者ふれと靈魂を活
 用志身体を勞動して修成造營する所の物品
 一も神徳によらざるはふければ成る所の
 物を以て國家の用に充るは即天地万物の大

本となし給へる神徳に報とるの務とるにあらずや苟も敬神の志ある者はして豈租税と納むるに係吝の念を懐くへけむや然れども獨法令に従む租税と納むるのみを以て本分を尽せりとして其他一の爲とへき事無くと思ふへからと國は吾人の集りて成れる者にあて吾人の品行は國の榮辱の因て生とる所なれば或は品行乃正らざる爲に風俗を破り或は己のみ利とて他を愛せざる等の事は則國家の体面を汚る公衆の和易と敗る

者にあて政府の保護に報するの事にあらざるなり然は先吾と正とて其分を辱めざるは國を報とる人民の要務と知るべきなり

第二十章

祖先の恩澤と失はずとて子孫の永久と保つべき事

本と敬と末と憐むは人道の要義にして祖先是則吾と生するの本子孫は則吾より出るの末ふして本と敬し末と憐むは人道の要義なり其孝慈と全くとる乃法ハ他なし祖先愛育

の遺志と繼承して子孫の永久と計畫はるに
 あり謹て惟るに天照大御神の皇御孫命と志
 て此國ふ君臨せまめ給ひまは皇祖天神の神
 意と繼承擴充し給ふ者ふして天壤無窮の神
 勅ハ皇統の隆榮と計畫を給へるあり是皇祖
 天神の恩澤を失はまて皇孫の永久を保ち
 給ふ所まきハ吾輩の子孫の爲ふ計畫をべき
 標的ハ此神蹟ふ因て立つべきあり抑近きと
 愛し遠きと疎はまるハ人情の免まざる所に
 して遂ふ祖先と慕ふの念ハ子孫と思ふ情よ

り薄きふ趣は易く是を以て天照大御神の皇
 御孫命に寶鏡と授けて吾と視るが如くすへ
 ーとの教勅ありしハ 神代紀ハ天照大神手持寶鏡
 授天忍穗耳命而祝之曰吾兒
視此寶鏡當猶視吾可
 與同牀共殿以爲齋鏡 父子の親の厚くすへきと明
 示し給へるにて則孝ハ百行の本たる大義と
 重せしめ給ふ所まきハ吾人もまた此教勅を
 奉戴して自己れ祖先と親しむの情と厚くし
 祖先の吾と視る事猶吾の子孫と視るり如く
 なるを弁ふへし殊に祖先の艱苦と甘志勤勞
 ふ堪へて業と開き産を起せるは唯近く生産

とる所の子弟を慈愛するふあらと遠を子孫の永久を計畫ゆるふ出で譬へは神代ふありて神の功業と立給ひしは當時の生民を愛養し給ふのみに止らず永遠人類の爲ふ勤勞し給へるか如く然れば祖先の慈愛は近く吾身に受くると思ひ遠きを疎ふとるの私情を離れて起業開産の祖恩を失はざるのみあらと益擴充して子孫の幸福を増進とるは獨子孫を慈愛とる所以ふあらすして則祖先と追敬とる所以あり

第二十一章

教育を嚴にして文化の進歩を求むべき事

万物を必他の養と待て成立する者にいて人の力の培養を受けざる山野の草木の如きも日光の照煦と地氣の潤澤とふ因て生殖繁茂するは世人乃目撃して熟知する所なり人の天性もまた然り人は万物を超越する能力と有はといへども教育啓發乃法と假るふあらされは神賦の靈徳と現らばと事難く然れば人みして教育と忽にをきは人とするの本分と全

くせざる者にして人は唯教育に因て人たる
と得る者といふも可なり教育の吾人に要は
るは如此にして其嚴に及へき所以は神蹟に
明らかなり謹みて惟るに須佐之男大神の大
國主大神を艱難苦厄の中に勞役し給ひは
古事記に爾其大神出見而告此者謂之葦原色男即喚入而
令寢其蛇室於是其妻須勢理毘賣命以蛇比禮授其夫云其
蛇將昨以其比禮三舉打撥故如教者蛇自靜故平寢出之亦
來日夜者入吳公與蜂室且授吳公蜂之比禮教如先故平出
之亦鳴鏑射大野之中令採其矢故入其野時即以火廻燒其
野於是不知所出之間鼠來云內者富良富良外者須夫須夫
如此言故踏其處者落隱入之間火者則大神乃未九至
燒過爾其鼠昨持其鳴鏑出來而奉也

らさる所と成し未九尽さる所と全く未給

ふ爲みて進取の氣象と耐忍力とを養成して
至完至全なる能力の發達と遂げしめ給ふ神
業あり故に大神の自奮興起して亂暴と撥平
して威徳と顯はし給ひは偏に須佐之男大
神の教育に因るといふべし又少彦名命は大
國主大神の愛養に因て共に國土を經營し給
へる等の神蹟と見れど教育と功業の資料と
いふゆき者にして忽にすへりらさはまり誠
に教育の寛嚴は成功の厚薄に關はれば慈愛
の念厚き者は必嚴にして啓發開達の益と大

けすへし然れば教育は人たるの地と造成す
 る者にいて万物の靈長ある高位と辱しめさ
 るも唯此一點にありと辨へて子弟をして人
 たるの分を全からしむるは父兄の責の輕ら
 らざる所あり然るに或は其身體を乳養する
 を知て心性の教育すへたを知らず生きては
 其子として人たるを得せしめず死しては其
 靈魂をして神たるを得せしめざるもあるは
 豈歎すをきき甚しきにあらすや父兄たる者
 反省猛顧して子弟をして開明の地に誘導し

万物に超越するの榮譽と輝かさしめむ事と
 勉むへし

第二十二章

交遊扶助の情義を辨へて親愛の誠と欠くを
 らざる事

人は相扶けて共ふ幸福安寧を保安する者な
 きは吾と愛する者は必先人と愛し己と達せ
 むとするは必先人と達せざるをうらむ人に
 して相扶くるの務を欠く時は小は一家と破
 り大は國家を亂るに至るへし抑天神の伊邪

那岐伊邪那美命二柱大神に修理固成の勅を
下し給ひしは則相扶けて共に功を成すへき
神理を明示し給へる者にて大國主大神の經
營に於ても少彦名命と共に協心戮力なさい
め給ひ小彦名命の外邦に渡給ひてハ更に幸
魂奇魂の神を降し給へる類は功業ハ協心戮
力に成る者にし扶助の務の肝要あるり故
なり一家と整理するも如き小事といへとも
夫婦相待ち子弟相扶けさきは成功を期し難
きを吾人の熟知する所なり況むや國を益し

人と利するの大事業とや然きを近く一家を
齋ふるの上に顧みて遠く世界と利するの方
法を知るへし一家ハ父母妻子兄弟の集りて
業と營む所ありて世界は吾人の家族を集合
して幸福安寧と求むる乃地あるは世界と一
家とは大小の別あるのみ一家の交際は即天
下の交際といふへくして國家を維持して幸
福を求むるの法に於ては毫も要する所と異
はせざるあり夫相扶助するの忽はすへから
ざる如斯なれば人は唯妻子眷族と生養する

のみ止らず廣く世間有益の事を計るべくして世間に利ある時は又必吾にも利あると知るべく是を以て吉凶と桐慶吊し禍福と相扶救するは勿論にて平常必世間有益の事に注意し同種族の幸福安寧と計畫するは猶家族の快樂無事と經營とるが如くすへし豈た人のみならんや牛馬の如きも吾勞役と扶助し吾と利とる者ある其扶助の勞と思ひ必親愛の情と以て使用すべく世間物多しといへども苦役苛使すへきは一もあらず人と

牛馬と尊卑貴賤れ異なるおとを言と待たすといへども其相扶けて修成の功と成をに至ては豈二あらむや己と愛し安と求むる人も牛馬も同一からさることあるれば妄に生殺と恣にするが如きは理に悖り道に違ふ乃甚しといふへし故に大國主大神は免と憐みて救生し給ひし神慮と古事記に於是大穴牟遲神者汝身即取其水門之浦黃散散而輒其上體認して水洗汝身如本屬必差故為如教其身如本也微物といへども有害の物にあらざるよりは必愛憐の情と以て接すへき事みらすや

正誤

○五丁オ七行(觀)ハ歌○同丁ウ六行(博)ハ博○六丁ウ四行(博)ハ博○同丁ウ十行(昆)
ハ昆○七丁オ九行(博)ハ博○八丁ウ四行(株)ハ二字共殊○同丁ウ五行(割)ハ割○同丁
ウ六行(有)ハ在○九丁ウ五行(稱)ハ稱○十丁オ三行(偏)ハ偏○十三丁ウ二行(博)ハ博
○十五丁オ三行七行八行九行ノ(卿)ハ卿○同丁オ十行(築)ハ築○同丁ウ九行(博)ハ博
○十六丁ウ七行大國主大神ノ(大)ハ衍○同丁ウ八行(如)ハ如○同丁ウ九行(博)ハ博
ハ博○同丁ウ四行(博)ハ博○同丁ウ割注ノ幸(魂)ハ給○十九丁オ五行(高魂)ハ高御魂
○同丁オ六行天穗(日)命ハ比命○同丁オ九行光神在ノ下(利)石根ノ下(木根)荒國在ノ
下(利)然ノ下(毛鎖)ヲ脱ス○同丁オ十一行(揆)ハ撥○同丁ウ七行(博)ハ博○廿丁オ八
行(瓶)ハ瓶大(神)和ハ大御和○廿二丁オ九行(倫)ハ倫○廿八丁オ五行(悞)ハ悞○卅一
丁オ三行萬(方)ハ萬世○同丁ウ十行(健)ハ健○卅二丁ウ六行令(祓)ハ拔○同丁十二行
見(ハ)ハ元○卅三丁オ三行(故)ノ下吾ヲ脱ス○同丁オ五行(拔)ハ祓○同丁ウ初行(拔)
ハ祓○同丁ウ五行八百(重)ハ道○卅四丁ウ二行(健)ハ健○卅五丁ウ五行(悞)ハ悞○卅

七丁ウ九行二法(の)ハを○卅九丁オ三行(健)ハ健○同丁オ六行(惣)ハ總○同丁オ七行(あち)ハあち○四十丁オ八行(汎)ハ汎○四十二丁オ二行(惣)ハ總○同丁オ七行(惣)ハ總○同行(天地)ハ大地○四十三丁ウ四行久美度ノ下通ヲ脱ス○同丁ウ三行故(ハ)ハ六行(悞)ハ悞○四十七丁ウ初行(悞)ハ悞○五十丁ウ初行(遠)ハ遠○五十一丁ウ六行(葦原色)ノ下許ヲ脱ス○同丁ウ八行(其)比禮ハ此○同丁ウ十行(射)ノ下入ヲ脱ス○五十丁ウ五行(小)ハ少○五十四丁オ二行(齋)ハ齋○同丁ウ三行(桐)ハ桐○五十五丁九行(輒)ノ下轉ヲ脱ス

明治十四年十月廿日出版御届
同年十月三十日刻成

定價三十錢

講述者

島根縣華族
千家尊福
出雲國神門郡杵築東村八十三番地

筆錄者

島根縣士族
佐々木幸見
出雲國神門郡杵築東村八十二番地

同

同縣平民
長谷川靜義
出雲國島根郡西茶町八百廿四番地

出版人

同縣士族
千家武主
出雲國神門郡杵築東村八十七番地

